

第五次国有林野施業実施計画
第一次変更計画書
(東三河森林計画区)

[変更年月]

第一次変更 令和2年3月

林野庁中部森林管理局

目 次

I 変更事由	1
II 変更事項	
3 林道の整備に関する事項	2
4 治山に関する事項	3

東三河森林計画区 第五次国有林野施業実施計画の第一次変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。
なお、この変更は令和2年4月1日から効力を生ずるものとする。

I 変更事由

- ・ 林道の整備に関する事項について
林内路網の整備を促進し森林整備の推進を図るため、林道の整備に関する事項を変更する。
- ・ 治山に関する事項について
治山事業の保全施設の推進を図るため、治山に関する事項を変更する。

II 変更事項

3 林道の整備に関する事項

(単位：m)

基幹・ その他別	開設・ 改良別	路線名	林班・箇所	延長	備考
基幹	改良	榎尾分水	40ほか	1箇所	15
		枋洞金沢（枋洞）	96ほか	2箇所	20
		計		3箇所	35
その他	開設	榎尾分水支線	153ほか	1箇所	1,300
		藤立第二環状	65	1箇所	850
		出来山	88	1箇所	850
		菜畑	90	1箇所	801
		高松	115	1箇所	1,283
		鷹巣山	161ほか	1箇所	2,000
		バラゴ沢	122ほか	1箇所	1,100
		多米	1245ほか	1箇所	1,521
	計		8箇所	9,705	
	改良	胡麻沢	166ほか	1箇所	15
		返り水	172ほか	3箇所	15
		澄川	163ほか	1箇所	10
		駒ヶ原裏谷	26	1箇所	10
		裏谷第一	32	1箇所	10
		高松	113ほか	1箇所	35
		藤立	65ほか	5箇所	15
		西川	111	1箇所	10
		一の又	215ほか	1箇所	10
		棚山	211	1箇所	15
		スズガタ	東栄町	1箇所	15
明神		東栄町、224ほか	1箇所	15	
川合	220ほか	1箇所	400		
八名	新城市、238	2箇所	30		
駒ヶ原宇連	9ほか	1箇所	15		
桶小屋第二	52ほか	1箇所	20		
牛渡	90	1箇所	10		
鰻沢	76	1箇所	15		
滝洞	83	1箇所	150		
計		26箇所	815		
合計	開設		8箇所	9,705	
	改良		29箇所	850	

(注) 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。

4 治山に関する事項

(単位:保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

位 置	区 分	工 種	計 画 量
桧原川 1、寒狭川上流 3、寒狭川上流 4、黄柳川 1、 梅田川 1、豊川 1、当貝津川 3	保全施設	溪 間 工	7
寒狭川上流 3、豊橋 1、梅田川 1、当貝津川 2、当貝津川 3	保全施設	山 腹 工	5
	保全施設	そ の 他	
東三河森林計画区管内の保安林区域内	保 安 林 の 整 備	そ の 他	374.00
合 計	保 全 施 設	溪 間 工	7
		山 腹 工	5
		そ の 他	
	保 安 林 の 整 備	そ の 他	374.00

(注) 1 位置は、単位流域を表す。

2 保全施設の計画量（箇所）は、単位流域の数を表す。

3 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。